

改正後	改正前
<p>道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第二条の表大型特殊自動車の項の規定に基づき、内閣総理大臣が指定する特殊な構造を有する自動車を次のように定める。</p> <p>〔一 略〕</p> <p>二 道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第七十七条第一項の規定による許可を受けて行う搭乗型移動支援ロボットを使用する作業（<u>国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）</u>第二条第一項に規定する国家戦略特別区域内において行われるものに限る。）又は搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験において使用される自動車（車体の大きさが長さおおむね百五十センチメートル、幅おおむね七十センチメートルを超えないものに限る。以下この号及び次号において「特定自動車」という。）のうち、道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第二条第三項に規定する原動機付自転車に該当するもの以外のものであって、道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号。次号において「保安基準」という。）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号。次号において「細目告示」という。）の規定のうち、次に掲げる規定に適合しないもの</p> <p>〔イ〜ハ 略〕</p> <p>〔三 略〕</p>	<p>道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第二条の表大型特殊自動車の項の規定に基づき、内閣総理大臣が指定する特殊な構造を有する自動車を次のように定める。</p> <p>〔一 同上〕</p> <p>二 道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第七十七条第一項の規定による許可を受けて行う搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験において使用される自動車（車体の大きさが長さおおむね百五十センチメートル、幅おおむね七十センチメートルを超えないものに限る。以下この号及び次号において「特定自動車」という。）のうち、道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第二条第三項に規定する原動機付自転車に該当するもの以外のものであって、道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号。次号において「保安基準」という。）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号。次号において「細目告示」という。）の規定のうち、次に掲げる規定に適合しないもの</p> <p>〔イ〜ハ 同上〕</p> <p>〔三 同上〕</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。